

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 proceed
主たる事務所の所在地	590-0024 大阪府堺市堺区向陵中町 4丁4-7 森下ビル2階
代表者（職名・氏名）	代表取締役 森下 和雅
設立年月日	2023年9月17日
電話番号	080-1502-2459

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	YADOLI 訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒590-0024 大阪府堺市堺区向陵中町6丁3-3 マンション富士2号館 207号室	
電話番号	070-5543-1431	
指定年月日・事業所番号	令和7年2月1日指定	2766090738
管理者の氏名	左近 千佳子	
通常の実業の実施地域	堺市全域、河内長野市、富田林市、和泉市、岸和田市、大阪市全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 3人	理学療法士	常勤 1人
	非常勤 1人		非常勤 4人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 左近 千佳子
----------	--------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

介護保険（5級地：10.70円）

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
20分未満	3,359円	336円	672円	1,008円
20分以上30分未満	5,039円	504円	1,008円	1,512円
30分以上1時間未満	8,806円	881円	1,762円	2,642円
1時間以上1時間30分未満	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円

※准看護師の場合は上記の基本単位数×90/100

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
1回20分につき (60分以上から90/100単位)	3,145円	315円	629円	944円

(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人	2,717円	272円	544円	816円

I	の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合（1 回につき）				
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	4,301 円	431 円	861 円	1,291 円
複数名訪問加算 II	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合（1 回につき）	2,150 円	215 円	430 円	645 円
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	3,391 円	340 円	679 円	1,018 円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	3,210 円	321 円	642 円	963 円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本料 用料的 15%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
中山間地域等における小規模事業所加算	当事業所が中山間地域に所在し、1 月あたりの延べ訪問回数が 100 回以下の小規模事業所である場合	上記基本料 用料的 10%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本料 用料的 5%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
初回加算（I）	退院・退所の初日から新規（または前回利用から 2 ヶ月以上経過している）の利用者へ在宅初日からサービス提供した場合（1 月につき）	3,745 円	375 円	749 円	1,124 円
初回加算（II）	退院・退所の初日から新規（または前回利用から 2 ヶ月以上	3,210 円	321 円	642 円	963 円

	経過している)の利用者へ在宅2日目からサービス提供した場合(1月につき)				
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り)	6,420円	642円	1,284円	1,926円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合(1月につき)	6,420円	642円	1,284円	1,926円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,350円	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算Ⅱ		2,675円	268円	535円	830円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合(1月に1回に限り)	2,675円	268円	535円	803円
看護体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	5,885円	589円	1,177円	1,766円
看護体制強化加算Ⅱ		2,140円	214円	428円	642円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	64円	7円	13円	20円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携し訪問看護を行う場合(1月につき)	535円	54円	107円	161円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	32円	4円	7円	10円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携し訪問看護を行う場合(1月につき)	267円	27円	54円	81円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
事業所と同一建 物に居住する利 用者等へのサー ビス提供減算	以下のいずれかの利用者にサ ービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣 接する敷地内の建物に居住す る利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人 以上居住する建物の利用者	上記基本部 分の 90%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	以下のいずれかの利用者にサ ービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣 接する敷地内の建物に居住す る利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人 以上居住する建物の利用者	上記基本部 分の 85%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

介護保険（5級地：10.70円）

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
20分未満	3,242円	325円	649円	973円
20分以上30分未満	4,825円	483円	965円	1,448円
30分以上1時間未満	8,495円	850円	1,699円	2,549円
1時間以上1時間30分未満	11,663円	1,167円	2,333円	3,499円

※准看護師の場合は上記の基本単位数×90/100

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
1回20分につき (60分以上から90/100単位)	3,038円	304円	608円	912円

(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時~22時)又は早朝(6時~8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜(22時~翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	2,717円	272円	544円	816円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	4,301円	431円	861円	1,291円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	2,150円	215円	430円	645円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上	3,391円	340円	679円	1,018円

	の介護予防訪問看護を行った場合 (1回につき)				
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	3,210円	321円	642円	963円
特別地域介護予防訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
小規模事業所加算	当事業所が中山間地域に所在し、1月あたりの延べ訪問回数が5回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
初回加算(Ⅰ)	退院・退所の初日から新規(または前回利用から2ヶ月以上経過している)の利用者へ在宅初日からサービス提供した場合(1月につき)	3,745円	375円	749円	1,124円
初回加算(Ⅱ)	退院・退所の初日から新規(または前回利用から2ヶ月以上経過している)の利用者へ在宅2日目からサービス提供した場合(1月につき)	3,210円	321円	642円	963円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合(1月につき)	6,420円	642円	1,284円	1,926円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,350円	535円	1,070円	1,605円
特別管理加算Ⅱ		2,675円	268円	535円	803円
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	1,070円	107円	214円	321円
サービス提供体制	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	64円	7円	13円	20円

強化加算Ⅰ	す場合（1回につき）				
サービス提供体制	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき）	32円	4円	7円	10円
強化加算Ⅱ	す場合（1月につき）				

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			（自己負担 1 割）	（自己負担 2 割）	（自己負担 3 割）
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 80% の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 100% の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 支払い方法

上記(1)及から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の4日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 大阪信用金庫 三国ヶ丘支店 普通 0228002
現金払い	サービスを利用した月の翌月の4日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求め等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行い、必要な措置を講じます。

11. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。

災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 080-1502-2459 (氏名：森下 和雅) 面接場所 当事業所の相談室
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	堺市地域福祉課	電話番号 072-228-7477 (地域福祉係)
苦情受付機関	堺市地域福祉課	電話番号 072-228-7520 (介護保険係)
苦情受付機関	堺区障害者基幹相談センター	電話番号 072-224-8166
虐待相談	堺市役所本館 8階 介護事業所課	電話番号 072-228-7348
虐待相談	堺市役所本館 8階 長寿支援課	電話番号 072-228-8347
虐待相談	堺市精神保健課	電話番号 072-228-7177

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
 - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などでサービスを利用できなくなったときは、早急に担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又当事業所の担当者へご連絡ください。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者

所在地 大阪府堺市堺区向陵中町6丁3-3 マンション富士2号館 207号室

事業者（法人）名 株式会社 proceed YADOLI 訪問看護ステーション

代表者 氏名 森下 和雅 印

説明者 氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 又は 代理人

住所

氏名 印

（ 続柄 ）